

【公開用】会議録

嘉手納町教育委員会

1. 会議の種類：令和3年度 第12回定例教育委員会会議
2. 期 日：令和4年2月24日（木） 午前10時00分～午後11時55分
3. 会 議 場：庁議室
4. 会議に出欠した教育委員

職 名	氏 名	出席	欠席	備 考
教 育 長	比 嘉 秀 勝	○		
教育長職務代理者	奥 間 千津子	○		
教 育 委 員	喜世川 直 子	○		
教 育 委 員	平 得 永 幸	○		

5. 職務上会議に出席した職員

教育総務課長 金城 睦 和
教育指導課長 池 味 勇
社会教育課長 仲宗根 さゆり
中央公民館長 幸 地 淳 次
教育総務係長 奥 間 篤 樹
教育総務係主任主事 幸 地 ちひろ

傍聴人 入室（公開）

- 教 育 長 : ただいまから、令和3年度 第12回定例教育委員会会議を開会します。
はじめに、会議規則第6条に基づき非公開事項についてお諮りします。
本日の協議題等について、議案第28号は、会議規則第6条第1項第2号
に規定する非公開事項に該当します。従って、当該議案の審議について
は非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。
- 全 委 員 : 異議なし。
- 教 育 長 : 異議なしと認めます。
それでは、議案第28号の審議は非公開とします。また、公開とされた議
事進行中に、あらたに非公開が妥当とされる審議事項が出された場合に
は、改めて非公開の発議をお願いします。
つづいて、会議規則第15条に基づき本日の会議の進行についてお諮りし
ます。議案第28号の審議は非公開とされましたので、始めに教育長諸般
の報告、次に議案第24号から議案第27号、その他①及びその他②の事
項の審議を行い、その後に非公開の議案第28号の審議の順に進めたいと

と思いますがよろしいでしょうか。

全 委 員 : 異議なし。

教 育 長 : 異議なしと認めます。

会議の進行について決定しましたので、これから会議をはじめます。

教育長諸般の報告に入ります。

6. 教育長諸般の報告

教 育 長 : 2月10日にリモート形式で中頭地区学力向上推進報告会が開催されました。次年度は対面形式とリモート形式の2通りで実施してほしいという要望が出されました。リモート形式の場合は全教師が一斉に見ることが出来るので、次年度は2通りでの開催を検討するという事です。

2月14日事業評価研修がありました。素晴らしい講師でした。事業評価とは、計画・実施・評価・アクションの過程における評価であり、決して実施だけの評価ではないということが印象的でした。

2月20日に開催された吉田沙保里トークショーは、皆様もお聞きになったと思いますが、非常に感動的で楽しいトークショーでした。

2月21日の臨時教育委員会会議では管理職の人事を御承認いただきました。一般教員の人事については協議事項ではなく周知という意味でお配りさせていただきました。

それから、町学力向上推進委員会役員会も開催されました。予算編成・研修等の確認・基礎学力向上等について再確認されました。以上です。奥間職務代理人をお願いします。

教育長職務代理人 : 中頭地区学力向上推進報告会に参加しました。素晴らしい講演と実践発表がありました。全教員に聞いていただきたいと思いました。学校課題に対応した取り組みの様子を共有化することが出来ると思います。私も各学校の課題解決に向けた取り組みの様子を共有化することが出来ました。今は主体的な学びをどのように広げていくかということが大きな課題ですが、それに大切な自己有用感や自己肯定感の育ちについて、与那城小学校と安慶田中学校の2校が全職員体制で工夫をしながら取り組んでいる様子を伺うことが出来ました。特に中学校は特別支援教育の視点から生徒理解の取り組みを全職員で共有化している様子が伺えました。問題行動や家庭支援に関わることもあると思いますが、いつ誰がどこでどのような支援をしていくかということを確認にして、外部機関の応援も得ながら解決をしていくという話は素晴らしいと思いました。小学校の取り組みについても関わりを大事にしているということが分かりました。本町の中学も生徒会活動を中心に、色々な面の関わりから関係を広げていくという話を聞いています。課題のある子供達も全職員との関わりが重要になると思いますので、そこから目指す主体的な学びの場が広

がっていくと思います。

それから、西区子ども会便り第1号が広報誌の中に折り込まれていました。コロナ陽性者が減少していた頃に、日帰り防災教室・沖釣り体験・EM団子作成などの活動をしたようです。沖釣りについてはたくさんの収穫もあったようで、調理をして皆でいただいたそうです。大人が15名、子供が22名参加したと書かれています。このような繋がりを大事にしていけば子供達の主体性が培われていくと感じました。それから、この便りを読んで子ども会育成会が自分たちで予算を運用しているということが分かりました。決められた予算の中で活性化を図っていることが感じられました。以上です。

教 育 長 : ありがとうございます。

大人と子供が関わる活動が行えているということは非常に素晴らしいと思います。

それから、学力向上推進委員会と教育委員は関わりを持つ必要があるという教育委員の御意見については、町学力向上推進委員会役員会で要望しましたので報告します。

次に、喜世川委員お願いします。

喜世川委員 : 幼稚園では毎週1回・夏季休業中・冬季休業中・預かり保育の際にお弁当を持参していますが、保護者から弁当を作るのが大変なので弁当を廃止するか、給食のケータリングを導入することを望むという陳情書を提出するという話を耳にしました。この話が教育委員会にも届いているのか気になります。保育園は休業期間中も給食があるから、5歳児になっても保育園に通わせたいという保護者もいるそうです。幼稚園入園者の減少に繋がるのではないかと不安になります。

それから、今年も学校行事への教育委員の案内がないので残念です。子供達の活動や、教員の授業の様子も実際に見ることが出来なかったのも、地域の方々に上手く伝えられなくて非常にもどかしい気持ちです。教育委員としての仕事が出来ているのかと不安に思うこともあるので、学校行事には参加させていただきたいと思います。まん延防止重点措置期間も終了したので、教育委員の参加の検討をよろしくお願いします。以上です。

教 育 長 : ありがとうございます。状況を踏まえて検討をお願いします。

次に、平得委員お願いします。

平 得 委 員 : 事務局の方々の努力と工夫によって吉田沙保里さんのトークショーを開催することが出来て感謝しています。子供達の参加も多くて良かったと思います。

それから、先ほど嘉手納小学校の授業参観に参加しました。久しぶりに子供達の学習している様子を見ることが出来ました。5年生はふるさと

学習の授業で、嘉手納町の歴史についてグループ毎に発表をしていました。非常に中身の濃い発表でした。嘉手納町の歴史や伝統を伝える場面があることは良いと思いました。

それから、喜世川委員もおっしゃっていましたが、学校行事の参加は是非検討をお願いします。委員としての役割を果たしたいと強く思っています。

それから、児童の中には髪を染めている子や、パーマをかけている子がいます。学校現場ではどのような指導をしているのか気になります。許可されているのであれば、どのような理由で許可されているのか教えてください。以上です。

教 育 長 : 児童の中にはそのような髪型をしている子もいるようです。人権にも関わることで、現段階では指導はしていません。個人の自由であるという意見もあり、校則で定めるとすることも難しい状況にあります。大きな課題であると感じています。

教育指導課長 : これまでの一般的な対応であれば、その子と保護者に話をし御理解をいただくという形を取っておりますが、現状においては難しい部分もありますので、学校側と相談をしながら一緒に考えていきたいと思います。それから、先ほど喜世川委員がおっしゃっていた幼稚園の弁当についての陳情書は届いています。12月定例議会でも質問がありましたので、全体的な共有は図られています。今後の対応について教育総務課・教育指導課・幼稚園で協議をしている段階です。

教 育 長 : 皆様ありがとうございました。以上で諸般の報告を閉じます。

7. 協議題等

●議案第24号 嘉手納町立学校通学区域に関する規則に基づく「指定学校変更許可基準」の制定について

教 育 長 : 議案第24号嘉手納町立学校通学区域に関する規則に基づく「指定学校変更許可基準」の制定について説明をお願いします。

教育総務課長 : (※議案読み上げ)
2月21日の臨時教育委員会会議で事前に説明した内容です。詳細については教育総務係長から説明いたします。

教育総務係長 : 児童生徒の就学先については、学校教育法の施行令第5条第2項の規定に基づいて、当該市町村の設置する小学校・中学校が2校以上ある場合は、就学予定者の就学すべき小学校または中学校を指定しなければならないという定めがあります。市町村の教育委員会については、相当と認めるときは保護者の申し立てにより、その指定した小学校・中学校・義務教育学校の変更をすることができると定められているため、本町では希望する保護

者に対して学校通学区域に関する規則に基づいて必要な事務手続きを行っていますが、指定学校許可基準についての条件・範囲・手続き等についての公表が行われていないため、町民の方々に明確に示す基準を定めたいと考えております。お手元の資料2枚目をご覧ください。基準として定めたい事項です。こちらは現在の運用をまとめたものになっています。1つ目は学年途中の転居、2つ目は転居予定、3つ目は留守家庭、4つ目はその他の特殊事情です。以上の1番から4番までの基準について許可基準として設定したいと考えております。

教 育 長 : 何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。

教育長職務代理者 : 必要書類の欄に誓約書と記載がありますが、誓約書の内容について教えてください。

教育総務係長 : 第3者の確認をとるという内容です。例えば、留守家庭で下校後の保護監督者がいないため祖父母宅が居住する通学区域の指定学校へ通学するという事で申請されているが、祖父母が下校後の保護監督を承認していないということであれば許可することは出来ないので、そういったことの確認を取るための書類です。

教 育 長 : 他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。

教育長職務代理者 : 学年途中の転居は卒業まで許可するとなっています。前回の第5回臨時教育委員会会議の際には、区域内なので賛成であると申し上げたのですが、卒業まで許可してしまうと学校選択が行われるのではないかと思います。保護者は1学級の人数に大変敏感です。この学校は20名しかいないから転校しようということが起こる可能性があるように思います。子供達の安心安全を考えると許可基準を緩和することに大変賛成ですが、地域との関わりなどを考えると、卒業までではなく学年度末が良いのではないかと思います。

教育総務係長 : 本町の小学校は制服がありますので、転校するにあたっての経済的な負担が生じます。また、東地区については本町の特質として防衛省の買い上げ事業や密集地区問題等もあり、希望していても住む場所がないといった現状もあります。教育と本町の特質ある施策をどこまで絡める必要があるか悩みましたが、子供達の教育環境や学びの部分を着眼点とした場合には、保護者の思いを汲んで柔軟に対応したいと考えています。

教 育 長 : 屋良小学校は少人数なので、屋良小学校の方が良いという声は聞いたことがあります。屋良小学校でお勤めされていた時には、実際にその理由で転入したケースはありましたか。

教育長職務代理者 : 当時は、嘉手納小学校が40名編成に対して屋良小学校は30名程度でしたので、嘉手納小学校で就学している子供達が不利ではないかという声は耳にしたことがありますが、実際に転入したかについては把握していません。

- 教 育 長 : 事務局の方からもご意見をいただきたいと思います。
教育総務課長をお願いします。
- 教育総務課長 : 要件としては、留守家庭で祖父母宅のある学校区域に就学する場合が大半で、学校選別をする保護者は少ないと思います。よく耳にするのは制服問題です。転校すると新たに制服を調達しなければならないので負担になると思います。教育委員会としては、柔軟に対応した方が良いように思います。
- 教 育 長 : ありがとうございました。中央公民館長をお願いします。
- 中央公民館長 : 高学年の子は友人関係も築き上げられているので、その子達と一緒に卒業したいという気持ちがあると思います。そういった子供達の思いも大事だと思います。資料に次年度も引き続き就学を希望する場合は、再度申請が必要という記載がありますので、すぐに卒業まで許可するのではなく、次の学年に上がる段階で再確認をして決定するという形でも良いと思います。
- 教 育 長 : ありがとうございました。社会教育課長をお願いします。
- 社会教育課長 : 学校選別をする保護者は少ないと思いますが、子供達は居住する地域で活動したり、友達を作ったりして周りとの関係を築き上げていくと思うので、居住地区の学校に就学ということが一般的な考え方だと思います。
- 教 育 長 : ありがとうございました。
他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
- 教育長職務代理者 : 現行では許可基準が学年年度までとなっていますが、学年度末に保護者へ期間終了の声掛けは行っているのですか。
- 教育総務係長 : 現行では、許可期間を学年度末までと定めていますので、毎年年度末に期間満了に伴う就学先の確認を行っています。
- 教育長職務代理者 : 新入生についても指定学校変更の申請はありますか。
- 教育総務係長 : 3件の相談を受けています。
- 教 育 長 : 他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
- 喜世川委員 : 前回20件程申請があるとおっしゃっていました。相談をしている方も含めると次年度は23件程度の子供達が指定学校変更をするということですか。
- 教育総務係長 : 前回申し上げた20件程というのは許可した件数です。相談や手続き中の件数は含めていません。指定学校変更及び区域外通学の件数については改めて資料でお渡しいたします。
- 教 育 長 : 他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
- 喜世川委員 : 学年末まで指定学校変更で別の校区の学校に就学をして、期間が満了したら居住地の学校に転校するという事例はありますか。
- 教育総務係長 : あります。